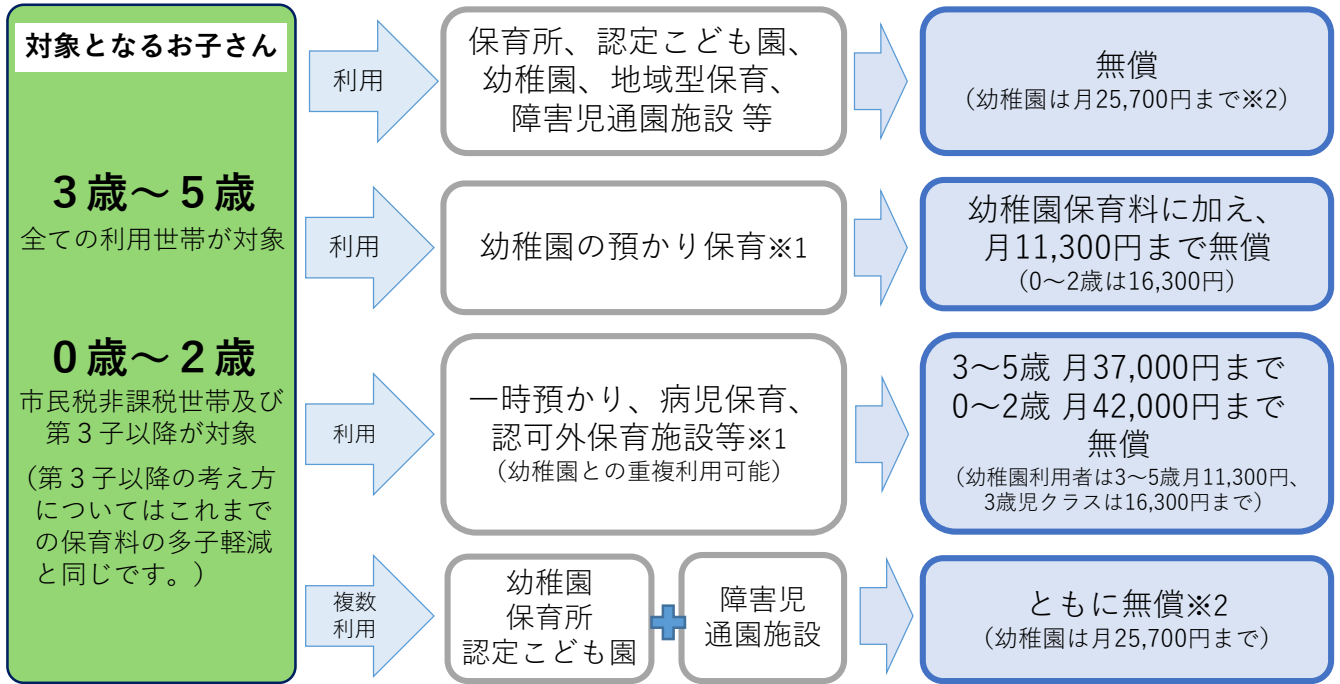


幼児教育・保育の無償化について

就学前のすべてのお子さんが、健やかに成長するように、子育てを行うご家庭の経済的負担の軽減を図るために実施されるものです。

ここでは無償化の対象となる施設や具体例などについてお知らせいたします。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※1 無償化の対象となる保育サービスを受けるためには、保育の必要性の認定が必要となります。現在利用している施設を通して申請してください。

※2 新制度に移行済の幼稚園を利用されている場合は、上限はございません。なお、市内の幼稚園は新制度に移行していません。

無償化の対象とならない1人目と2人目のお子さんの利用者負担額（保育料）の半額助成事業については、これまで同様に行います。

村山市は1人目のお子さんの保育料が
県内13市で唯一『半額』です！

